

高知大学における男女共同参画の基本理念・基本方針

平成 24 年 2 月 8 日制定

基本理念

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月制定）は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を意味しています。

このように男女共同参画が社会全体として目指される転換期において、大学には、教育と職場環境における男女共同参画を阻害する偏見や差別、仕事と私生活との両立の困難など、社会が抱える多面的な課題の解決に向けて積極的に取り組むことが要請されています。学知の探求の拠点として、次世代育成の母体として、さらには地域社会の発展の基盤として、大学は、男女共同参画社会を実現するための先進的なモデルを提示すべき立場にあります。

高知大学は、「男女共同参画を大学で実践し、教育につなげ、そして社会にひろげる」という基本的な考えのもと、男女双方にとって、学びやすく働きやすい場、個性と能力をよりいっそう発揮できる場を形成することに努めます。そして、学問の府として、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を果たします。そのため次の基本方針を掲げ、男女共同参画社会の実現に向け着実に歩みを進めます。

基本方針

1. 男女がともに生き活きと能力を発揮できる職場環境・教育環境を築く
2. 男女共同参画の教育を充実させ、男女共同参画社会の形成に寄与する人材を育成する
3. 男女共同参画社会の実現をめざし、大学での実践を社会に向け発信する